

自転車を安全に利用しましょう



自転車は、車道が原則。歩道は例外です。車道の左側を走りましょう。

自転車が歩道を通行できる場合

- ① 道路標識や道路標示で指定された場合
- ② 運転者が
 - 13歳未満の子供
 - 70歳以上の高齢者
 - 身体の不自由な方
- ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

自転車及び歩行者専用道路標識



歩道は歩行者優先

自転車は車道寄りを徐行しましょう。
※自転車は車道通行が原則です。



自転車の無理な走行は事故のもとです。事故は相手だけでなく、本人や家族も傷つけます。ルールを守り、無理な運転はせず、事故にあわない、起こさないことを心がけましょう。



みまもりいぬ

信号を守りましょう



一時停止をしましょう



これらは禁止行為です



並進・二人乗り

スマートフォン・携帯電話イヤホン使用

夜間はライトをつけましょう



駐輪場を利用しましょう

放置自転車は歩行者や他の車両の通行の妨げとなります。



大人も子供もヘルメットをかぶりましょう

ヘルメットは事故から頭を守ってくれます。自転車に乗るときは大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。



飲酒運転

傘差し運転

お子さんを自転車に同乗させる時は 乗せ方のルールを守りましょう。

お子さんを守って
あげられるのは
あなたです

ルール

1

幼児（6才未満）1人を幼児用座席を設けた自転車に乗せることができます。



2

幼児2人を乗せる場合には一定の安全基準を満たした「幼児二人同乗用自転車」を使わなければなりません。普通の自転車の前後に座席を取り付けた自転車に幼児2人を乗せてはいけません。



3

「幼児二人同乗用自転車」に乗る場合、自転車の前後に幼児を乗せ、さらに幼児を背負って4人で乗ることはできません。



注意

お子さんを座席に乗せるときは、必ずベルトをしめましょう。スタンドを立てた状態で幼児を乗せたまま、自転車から離れないでください。



事故に備えて保険に加入しましょう

保険について

事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがをさせたり、相手の物を壊したりすることがあります。これらの場合に備え、保険に加入しておきましょう。

●個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険

●傷害保険

自分がけがをして治療等が必要な場合に支払われる保険

※個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続きで加入できる自転車向け保険もあるほか、自転車安全整備店で加入できるTSマーク付帯保険もあります。

自転車側が加害者になった賠償責任の例

小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。

〔神戸地方裁判所
平成25年7月4日判決〕



※道交法改正により、危険行為を繰り返した自転車利用者に安全講習の受講を義務づけ（平成27年6月施行）

●●● 東京都自転車安全利用条例について ●●●

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、条例に基づく指針を公表しました。詳細は交通安全課のホームページをご覧ください。

東京都 自転車条例

検索

大人が変われば子供も変わる
こころの東京革命